

一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）工事説明会での主な意見・質疑応答

1 開催日時・場所等

令和6年5月17日（金）19：00～21：30

藤井寺市役所 3F 305会議室（参加者：約15名）

2 主な質疑応答（概要）

Q1：道路供用後の自動車速度は何 km/h を想定しているのか。
A1：本路線の設計速度は 60km/h となっております。
Q2：暫定供用と4車線での供用時期はそれぞれいつになるのか。
A2：暫定供用については令和7年の春を予定しております。 最終4車線での供用開始については、事業認可の期限である令和9年3月を予定しております。
Q3：低層遮音壁の概要と設置することによる騒音の低減効果が知りたい。
A3：低層遮音壁は、高さが約1.0mのものとなります。 自動車の走行時にタイヤと舗装面が擦れる音を反射及び吸収する効果があります。 一般的には低層遮音壁を設置することで、約4dB程度の低減効果があります。
Q4：住環境に配慮して、低層遮音壁ではなく3m程度の防音壁を設置してほしい。
A4：これまで府の見解として、当初は遮音壁の設置等の環境対策は行わず、道路供用後に基準値を超えることとなれば対策を講じていく旨のご説明させていただきました。 しかしながら前回の説明会（3月15日）の後に、藤井寺市から大阪府に対して、市道堺街道線～府道堺大和高田線の東側住宅地（藤井寺市域）への特段の配慮を求める要望があったことを踏まえ、今回低層遮音壁の設置を検討いたしました。 大阪府としては十分検討したうえでの低層遮音壁としており、高さ3m程度の防音壁を設置することは考えておりません。
Q5：道路には植樹帯は設けないのか。道路構造令に沿って植樹帯が必要と考えるが。もし特例値を用いて設置しないということであれば、住民への説明が必要と考える。
A5：今回の事業では植樹帯は設置しない計画としております。 道路構造令に記載の内容については確認します。

Q6：現況水路への排水対策について、道路供用後の水位上昇分を考慮すると水路から水が溢れない水位となっているのかを示してほしい。

A6：今回は道路完成による流量増加分と水位上昇分についてお示しさせていただきました。
ご質問の内容については、現況水路の水位情報が必要であり、水路管理者である藤井寺市へ確認しますので、道路供用後にどの程度の水位になるかについては、改めてお示しさせていただきます。

Q7：道路供用後の交通量について示してほしい。また小山松原線を境にして北側と南側の交通量について教えてほしい。

A7：今回の事業区間である八尾～藤井寺工区の供用による予測交通量としては、約2万台/日を想定しております。ご質問の小山松原線を境に北側と南側の交通量については、確認のうえお示しさせていただきます

3 説明会終了後の補足事項について

工事説明会後に藤井寺市から大阪府に対して以下の要望がありました。

都市計画道路八尾富田林線の工事説明会におけるご意見及びご質問に対する回答
について(要望)

1. 第一種低層住居専用地域の住環境を守るため都市計画道路八尾富田林線に設置予定の防音壁の仕様や選定の経過について、詳細に説明していただきますようお願いします。
2. 植樹帯を設けない計画に至った経過について、道路構造令の解釈等も含め、詳細に説明していただきますようお願いします。
3. 都市計画道路八尾富田林線の地中に設ける水路の計画の詳細、流入量や安全性が確保されていることの根拠となる数値、計算式、シミュレーション等を示し、詳細に説明していただきますようお願いします。
4. 今回の説明会において、「前日に開催を知った。」や「まだ回覧されていない住民がいるのではないか。」といったご意見があり、周知が著しく遅かったことを指摘されております。今後、説明会を実施する際は、地域の回覧板が回る日数等も考慮した上で、説明会開催の周知に十分な期間を設けていただきますようお願いします。
5. 今回の説明会の議事録及び要望事項の対応に係る進捗について、参加者より会議開催から2週間を目途に公開するよう要望されていることから早期に公開していただきますようお願いします。

以上の藤井寺市からの要望事項を踏まえ、5月17日当日に回答した質問のうち Q3 及び Q4 についての補足説明、及び回答できなかった質問 (Q5、Q6、Q7) について、以下のとおり回答します。

< Q3・Q4 の回答に関する補足説明 >

以前に「令和5年7月12日 一般府道大阪羽曳野線（八尾富田林線）道路整備工事に関する工事説明での主なご意見と回答について（ご案内）」の回答1でもご説明させていただきましたが、本路線の騒音に対する環境評価については、環境基本法第16条第1項に基づく騒音に係る環境基準についての告示（平成10年9月30日環境庁告示64号）より、「幹線道路に近接する空間」の基準値を設定しております。

騒音に係る環境基準（一般地域）(dB)		騒音に係る環境基準（dB）	
【第一種低層住居専用地域】		（道路に面する地域：幹線道路に近接する空間）	
昼間	夜間	昼間	夜間
55	45	70	65

< 幹線交通を担う道路 >

道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあたっては、4車線以上の区間に限る）

現在の予測交通量から想定される自動車交通騒音については、この「幹線道路に近接する空間」の基準値を満足していることから、当初は遮音壁等の環境対策は行わない旨の見解をお示ししておりました。

このように環境対策は行わなくても基準値は満足しておりますが、藤井寺市から大阪府に対して、市道堺街道線～府道堺大和高田線の東側住宅地（藤井寺市域）への特段の配慮を求める要望があったことを踏まえ、低層遮音壁の設置を検討したのが経緯となっております。

< Q5 への回答について >

平成30年9月の事業認可取得時では、車道の外側に1.5mの植樹帯を設置する計画としておりましたが、令和元年度以降に道路構造令にて自転車道の設置要件が明確化され、また交通管理者である警察との協議内容を踏まえた結果、現行の道路構造令に規定される基本的な道路構造を採用し自転車道を設置する計画としたことから、植樹帯は設けない計画としました。

< Q6 への回答について >

水路に関する説明資料を現在作成中ですので、資料が整い次第 HP 等に掲載いたします。

< Q7 への回答について >

津堂地区から西側にある小山松原線について、整備が有る場合と無い場合とで八尾富田林線への交通量の影響を推計したところ、小山松原線整備による八尾富田林線に対する交通量増加は約5%程度となっております。

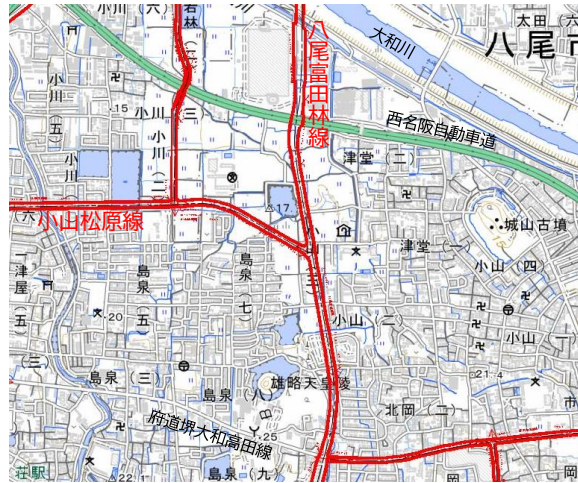


図 八尾富田林線と小山松原線の位置関係

< 工事説明会開催の周知方法について >

今回の説明会開催の周知方法については、開催日まで約3週間の周知期間を考慮して自治会内での回覧による周知をさせていただきました。

しかしながら回覧板が開催日前日に回ってくるなど周知が遅かったとのご意見をいただいたことから、今後はさらに十分な周知期間を確保することや、周知方法の見直しなどを検討してまいります。

以上